特集

令和6年能登半島地震への対応

2024年1月1日16時10分に発生した、最大規模の地震(マグニチュード7.6、最大震度7)に より、能登半島を中心とした広い範囲で、激しい揺れを観測したほか、輪島市等の沿岸部には津波も 押し寄せた。家屋の倒壊、土砂崩れ等により多くの人的被害、避難者が発生したほか、道路の陥没・ 損壊、電力や水道といったライフライン、交通機関等に甚大なる被害が発生した。

ここでは、2024年5月21日時点の国土交通省の対応状況を、「特集」として報告する。

災害の状況

2024年1月1日16時06分の最大震度5強の地震以降、震度7が1回、震度6弱が2回、震度5強 が8回発生し、震度1以上の地震は1,837回に及んでいる(5月21日時点)。金沢で80cmの津波を 観測するなど、北海道から九州地方にかけて、日本海沿岸を中心に広い範囲で津波を観測した。液状 化による被害が広範囲に発生したほか、輪島市では市街地の大規模火災が発生した。

今回の地震に伴い、電子基準点「輪島2」(国土地理院)で南西方向に2.0m程度の変動、1.3m程 度の隆起が見られるなど、能登半島を中心に広い範囲で地殻変動が観測された。

5月21日14時現在、石川県内で死者245人が確認されている。避難者は最大で4万人を超えた。 また、家屋の倒壊や土砂災害、道路や鉄道の寸断等の交通インフラの被害や一部地域の浸水被害、電 気、ガス、水道等のライフライン関係の被害が多数発生するなど、甚大な被害をもたらした^{注1}。

図表-特-1 主な被害



津波による浸水被害 (石川県珠洲市)



国道249号大谷トンネル崩落 (石川県珠洲市)



輪島港 岸壁背後の沈下 (石川県輪島市)



能登空港 滑走路 (石川県輪島市)



津波による施設被害 (石川県珠洲市)



浄水場からの水道管破損・露出 (石川県輪島市)



JR七尾線 七尾駅-和倉温泉駅間



液状化被害 (石川県内灘町)

注 1 政府は、1 月 11 日に令和 6 年能登半島地震を、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)に基づく激甚災害に指定したほか、19 日に大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55号)に基づく非常災害の指定を行った。

図表-特-2 災害の状況注2

人的被害

○死者 245 名 (石川 245)、行方不明者 3名 (石川 3)、重傷 334 名 (新潟 5、富山 5、石川 324) 軽傷 979 名 (新潟 44、富山 44、石川 876、福井 6、岐阜 1、愛知 1、大阪 5、兵庫 2)

○住宅被害: 全壊 8,571 棟(新潟 106、富山 244、石川 8,221)、半壊 20,402 棟(新潟 3,065、富山 741、石川 16,584、福井 12) 床上浸水 6棟(石川 6)、床下浸水 19棟(新潟 14、石川 5)

一部損壊 94,558 棟(新潟 20,103 棟、富山 17,432 棟、石川 56,426 棟、福井 579 棟、長野 18 棟)

火災の発生 17件 (新潟1, 富山5, 石川11)

○水道:(総断水戸数):最大約136,440戸 ※石川県内の2事業者において、約2,230戸が断水中。一部は断水解消済。

○電力(停電):北陸電力管内で最大約 40,000 戸(経済産業省調べ) ※北陸電力管内の停電は、安全確保等の観点から電気の利用ができない家屋等を除き復旧。 ○都市ガスは、最大 148 戸 (石川県・富山県) の供給支障が発生。 ガス小売事業 (旧簡易ガス) は、石川県内の7団地で、最大 509 戸の供給支障が発生。 LP ガスは、 石川県内で津波被害により 16 本の容器が流出(回収済)。都市ガス等の供給に支障なし。ガス小売事業は、住宅崩壊等により復旧困難な場所を除き、供給再開(経 済産業省調べ)

○通信関係(最大不通回線数 / 停波局数) 固定電話:約 10,000 回線、携帯電話:約 860 局 ※固定電話はインターネット約 50 回線、アナログ電話約 180 回線、 携帯電話は停波局数 19 局。車載型基地局、可搬型基地局計 16 台で支障エリアの一部を応急復旧中。

○下水道:処理場 33 か所(石川 25、新潟 4、富山 4)ポンプ場 14 か所(石川 14) 管路施設 30 市町村(石川 17、新潟 5 、富山 7 、福井 1)※機能確保済 道路

○高速道路 1路線1区間で南向き通行止め(最大7路線75区間)

○直轄国道 通行止めなし (最大4路線6区間) ○補助国道 2路線8区間で通行止め (最大4路線40区間) ○補助国道

○都道府県道: 3県37区間で通行止め(最大3県145区間)

○国管理河川

・4 水系 4 河川 16 箇所で堤防沈下、矢端クラック等を確認、信濃川における緊急復旧工事の完了を含め、必要な応急対策は実施済。

○県管理河川

・4県(新潟県、富山県、石川県、福井県)が管理する 66 水系 113 河川で護岸損傷、天端クラック等を確認、応急対策を順次実施中(石川県北部は継続中、 ほかは実施済)。

○石川県管理 2 ダム (北河内ダム、小屋ダム) で損傷を確認。 ・北河内ダム;貯水池周辺斜面に小規模崩落、ダム堤内のポンプ故障。 ・小屋ダム;ダム天端の舗装に一部クラック、ダム堤体表面被覆の一部変状等。

※応急対策は実施済。

海岸

○直轄海岸

・石川県 石川海岸:海岸堤防等の管理用通路に段差・クラックあり。立入禁止措置済。

○補助海岸

・津波被害情報(速報値):石川県珠洲市、能登町及び志賀町の3市町で、合計約190ha の津波による浸水を確認。新潟県上越市で約4ha の津波による浸水 を確認。浸水深は最大1m程度と推定。

・石川県の12海岸で、堤防護岸損壊そのほかの被害あり。必要に応じて立入禁止措置等を実施中。

○土砂災害 455 件(新潟 18、富山 13、石川 424)

人家被害 全壊 63 戸、半壊 35 戸、一部損壊 46 戸 ※いずれも土砂災害による被害と判明した箇所のみ

○ JR 西日本:七尾線 ※七尾駅~和倉温泉駅間は、2/15 から運転再開(全線)

○のと鉄道七尾線 ※能養中島駅~穴水駅間は、4/6 から運転再開(全線)

○4県(石川・富山・新潟・福井)の計 22 港で防波堤・岸壁等の被害を確認しているが、能登地域以外の港湾は概ね利用可能な状態。3 県(石川・富山・新潟) の計 9 海岸で護岸等の被害を確認。※能登地域の港湾において、利用可能な水深 4.5m 以上の岸壁は 4 港 10 岸壁(七尾港:8 岸壁中 3 岸壁、輪島港:1 岸壁、 飯田港:2岸壁中1岸壁、小木港:5岸壁中5岸壁)。※小木港、宇山津港は、応急復旧工事が完了し、3月5日より供用開始。

○能登空港

滑走路 滑走路に亀裂が発生 閉鎖(~1/24) ※復旧

旅客定期便 ANA が羽田線の運航を再開

○都市公園:113 施設被災(新潟 30、富山 17、石川 65、福井 1)

○都市排水施設等:40 施設被災(新潟5、富山5、石川30)

住宅・建築物

○公営住宅

13 団地で一部損壊、半壊(新潟1団地、富山2団地、石川10団地) そのほか建物周辺の地盤沈下等の被害報告あり。

物流・自動車

○物流施設

倉庫事業者 建物被害 16 事業者 26 棟(石川6事業者 14 棟(4 棟復旧済)、新潟8事業者9棟(4 棟復旧済)、富山2事業者3棟(1 棟復旧済)) 貨物被害 19 事業者 31 棟(石川9事業者 15 棟(7 棟復旧済)、新潟9事業者 14 棟(9 棟復旧済)、富山1事業者2棟(復旧済))

○トラック事業者 (石川県内) 営業所施設が一部損壊 (2事業者5営業所) (全営業所再開) ○タクシー事業者 (石川県内) 営業所施設の外壁崩落や津波により車両2台に被害発生 (1事業者1営業所)

観光

○宿泊施設 石川県 88 軒(全壊、半壊、一部損傷の被害)、新潟県 54 軒(配管の損傷等)、富山県 63 軒(エレベーター停止等)、福井県 4 軒(浴場ボイラー破損等)、岐阜県 1 軒(落石による施設一部損壊)

<u>注 2 特に記載がなければ、「人的被害」、「建物被害」、「ライフライン(上下水道を除く)」については内閣府の非常災害対策</u> 本部情報に、そのほかの項目については国土交通省の災害情報に基づき、2024 年 5 月 21 日時点までの情報を抜粋し て記載している。

国土交通省における発災直後の対応

政府は、地震発生後、非常災害対策本部を設置し、関係機関が実施する災害応急対策の総合調整を 実施している。翌2日9時15分に第1回非常災害対策本部会議が開催された。

国土交通省においても、地震発生後、非常体制をとり、1日18時15分には第1回特定災害対策本 部会議を開催、翌2日10時15分に第1回非常災害対策本部会議を開催した。以後、同年1月23日 時点で計13回の非常災害対策本部会議を開催している。

国土交通省は、地震発生当初から、被災状況の確認、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)等の 派遣、土砂災害警戒情報の発表基準の引下げ等による警戒避難体制の強化、生活物資の提供、応急的 な住まいの確保等、二次避難先及び移動手段の確保等、災害復旧対応や生活再建支援を行っている。 具体的には以下の通りである。

(1)被災状況の確認

(リエゾン等による情報支援)

国土交通省では、地震発生直後から、震度6弱以上を観測した石川県3市4町との間にホットライ ンを構築(その後、北陸地方を中心に43市16町4村に対象拡大)した。

また、地震発災直後から石川県、3市4町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水 町、能登町)の被災自治体にリエゾン(災害対策現地情報連絡員)を派遣し、自治体の被災情報や支 援ニーズを把握し、支援調整を実施した。リエゾンが得た情報は、災害対策本部に速やかに報告され 活用されることにより、迅速な自治体支援につながっている。

リエゾン・JETTによる情報支援 図表-特-3



市町村長へ支援ニーズの確認 (石川県珠洲市)



政府現地対策本部の実動機関に対する気象解説 (石川県庁)

(2) TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) 等による被災地方公共団体支援

また、国土交通省は、全国の地方整備局、地方運輸局、地方航空局等から、北陸地方の被災自治体 へ、のべ25,882人・日(5月21日時点)のTEC-FORCEを派遣して、迅速な復旧・復興に当たっ ている。

(被害状況調査の代行)

広域 TEC-FORCE による被災状況調査では、リエゾンが収集した被災状況、支援ニーズに関する

情報を基に、地方公共団体に代わり被害状況調査(河川・砂防・海岸・道路・港湾)を迅速に実施し た。国土地理院が撮影した空中写真による、斜面崩壊・堆積分布及び津波浸水域(推定)等の被害判 読等と併せ、その調査結果は、各被災自治体へ報告し、災害報告等に活用された。

図表-特-4 自治体が管理する公共施設の被災状況調査



道路の被災状況調査 (石川県内灘町)



ドローンを使った被災状況調査 (石川県輪島市)

(応急復旧支援等)

土砂崩れ等により通行不能となった県、市町管理道路に対し、建設業者と連携した道路の緊急復旧 等の応急対策を行ったほか、断水となった地域では、給水機能付き散水車による給水支援や、独立行 政法人水資源機構が保有する可搬式浄水装置を投入した。

給水機能付散水車、可搬式浄水装置による給水支援 図表-特-5



給水機能付散水車による給水支援 (石川県かほく市)



可搬式浄水装置の設置 (石川県珠洲市)

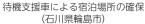
また、市町村等が所管する各種インフラ(道路、河川、砂防、海岸、鉄道、港湾、空港等)の被災 状況調査を行い、復旧に向けた支援を実施した。さらに、建築物の応急危険度判定を実施した。

これらの活動では、国土交通省が所有する災害対策用機械等(照明車、対策本部車、待機支援車、 排水ポンプ車、衛星通信車、Ku-SAT等)を全国から派遣し、被害に対する各種支援を実施している。

このほか、停電が長期にわたった避難所等へ、照明車を電源車として派遣し、被災者への電源支援 と、市町村等からの資材調達要請に応えた物資支援等を実施した。

図表-特-6 照明車による電源支援・被災建築物の応急危険度判定







避難所へ照明車からの電源支援 (石川県輪島市)



被災建築物応急危険度判定 (石川県穴水町)

(3) ヘリコプター・航空機・人工衛星・船舶の活用

発災直後より、国土交通省が所有する防災へリコプター4機(ほくりく号、みちのく号、あおぞら号、きんき号)とCar-SATによる広域被災状況調査を実施し、土砂災害等の被災状況について上空から把握を行った。

また、国土地理院は、測量用航空機を用いた空中写真の撮影や、地球観測衛星「だいち2号」による地殻変動把握等を実施した。

さらに、海上保安庁は、巡視船艇及び航空機等を発動させ、沿岸部の被害状況の調査を実施すると ともに、救急患者等の搬送や、津波による行方不明者等の捜索を行った。また、測量船等により、被 災した港湾の水深等を確認するための港内調査を実施した。

3 国土交通省におけるインフラ復旧支援

国土交通省では発災直後から、現地対策本部に職員を派遣するとともに、海上保安庁の巡視船艇や各地方整備局から集結したTEC-FORCE等、陸・海・空すべての力を結集し、総力を挙げて対応にあたった。

(1) 道路関係

半島内の主要な幹線道路である能越自動車道等、7路線で最大75区間、国道や県道では最大191区間で通行止めが発生するなど、支援物資等の物流、ライフラインの復旧にとり、大きな打撃となった。発災直後から、重要な輸送ルートである陸路の確保に向け、道路の緊急復旧を実施した。

能越自動車道や、多数の孤立集落を生じさせていた国道249号沿岸部、そのほかの国道等の道路には甚大な被害が生じており、24時間体制を構築し、自衛隊等とも連携しながら、内陸・海側両方から、くしの歯状の緊急復旧を進めた。

図表-特-7 能登半島へのアクセス・道路の緊急復旧









発災後3日で縦軸・横軸ラインを確保

1月9日に主要な幹線道路の約8割、1月15日に約9割の緊急復旧が完了

○緊急復旧(道路啓開の様子)









県道1号 輪島市三井町での 深見海岸 海側からの重機運搬 建設業者と連携した道路の 啓開作業(1月3日) (1月14日) 緊急復旧(石川県輪島市)

(2) 港湾関係

能登地域の港湾では、港湾全体に被害が及んでおり、石川県からの要請により、七尾港、輪島港、 飯田港、小木港、宇山津港、穴水港の計6港について、1月2日より、港湾法に基づき、港湾施設の 一部管理を国土交通省にて実施している。

また、石川県、富山県、七尾市からの要請により、上記6港に伏木富山港、和倉港を加えた計8港 2 海岸について、大規模災害復興法に基づく代行復旧により、「海上支援物資輸送拠点」「生業再開支 援拠点」「建設資材供給拠点」「再度災害防止」の各方針に沿って、2月1日より本格的な復旧作業を 進めている。

(3)空港関係

能登空港は、ターミナルビルや、亀裂被害が生じた滑走路等の空港施設が閉鎖されたが、TEC-FORCEの派遣により、固定翼機受入れのための、応急復旧や空港運用時間拡大等を支援し、災害救 援活動の拠点として、発災翌日の1月2日から救援へリコプターの受け入れを開始し、1月12日に は自衛隊固定翼機の離着陸、1月27日から民間航空機の運航が再開された。

2月1日からは、大規模災害復興法の適用による権限代行により、国土交通省が本格的な復旧工事 を実施している。

(4) 鉄道関係

鉄道は、JR西日本七尾線の津幡駅~和倉温泉駅間(59.5km)、のと鉄道(33.1km)の全線で、 レール損傷等により運行休止となった。TEC-FORCEの派遣による現地調査を行ったほか、復旧作 業の支援に当たり、運休区間は代行バス等の対応を行った。

JR西日本七尾線は2月15日から、のと鉄道七尾線は4月6日から全線で運転を再開した。

(5) 砂防、河川、ダム、海岸関係

土砂災害は、3県で455件発生した(新潟県18件、富山県13件、石川県424件)。石川県で は、6河川(14箇所)で河道閉塞等(土砂ダム)が確認され、国土交通省は、県と連携し、TEC-FORCEの派遣による調査や、監視カメラを設置するなど、監視体制を構築した。

河道閉塞が確認された6河川等に対し、対策工事を実施した。そのうち、不安定な状態で斜面や渓 流内に土砂・流木が堆積し、今後の降雨等により二次災害が発生するおそれが高い、河原田川や町野 川では、緊急的な対策工事を、国土交通省が権限代行等により実施した。特に、河原田川では、河川 砂防一体となって、土砂崩落及びそれに伴う河川の埋塞への緊急的な対策工事を実施した。また、国 道249号沿岸部の地すべり崩壊が発生した箇所では、緊急的な地すべり対策工事を国土交通省が権 限代行等により実施した。

石川県管理の2ダム(小屋ダム、北河内ダム)で一部損壊等が確認され、応急対策が実施された。 国土交通省は、応急対策の実施・検討に当たって、専門家(国土技術政策総合研究所)の派遣による 調査や技術支援を実施した。

国管理河川では、4河川で施設の損傷等が確認され、応急対策を実施した。また、県管理河川で は、113河川で施設の損傷等が確認され、応急対策が順次進められている。

海岸については、石川県の12海岸において堤防護岸損壊等の施設の被災を確認した。宝立正院海 岸では、復旧工事を権限代行により国土交通省が実施することとし、地域の復興まちづくり計画と整 合を図りながら、本復旧を進めることとしている。

(6) 上下水道関係

地震により、水道等のライフラインも被害を受け、石川県では大規模な断水が発生し、水道の復旧 が進められた。また、下水道は、石川県内の1ポンプ場において機能停止するなどし、下水管の流下 機能に支障が発生した。

国土交通省は、石川県内の上下水道の復旧に向け、自治体の相互支援の枠組みに加え、厚生労働省 とともに、職員を現地に派遣し、上下水道関連団体とも連携し、関係者一丸となって、上下水道一体 の早期復旧に向けて支援を行った。

図表-特-8 上下水道施設の対応状況(石川県)

○国土交通省・厚生労働省職員が現地で連携し支援



熊谷汚水中継ポンプ場から珠洲市浄化センターまでの 仮設圧送管の布設 (石川県珠洲市))



七尾市長へ支援方針について説明 (石川県七尾市)

国土交通省における物流・物資支援

(1) 陸上輸送

令和6年能登半島地震における物資支援では、物流事業者と連携した支援物資輸送を実施した。

1次輸送(全国から県の物資拠点(金沢市郊外の石川県産業展示館)まで)については、国が、被 災地方公共団体からの具体的な要請を待たずに、避難所避難者へ食料、飲料水、衛生用品等、必要不 可欠と見込まれる物資を調達し、民間の物資供給事業者の協力を得て、被災地に物資を緊急輸送する 「プッシュ型支援」を実施した。物資供給事業者が輸送手段を確保できない場合、全日本トラック協 会に協力を要請し、トラックの手配を実施した。

2次輸送(県の物資拠点から市町の物資拠点まで)については、自衛隊による輸送や、県からの要 請に応じた県トラック協会による輸送で対応した。

県の物資拠点や市町の物資拠点での荷捌きや物資管理の効率化、各避難所までのラストマイル(3 次輸送)の着実な配送のため、県や市町と、トラック事業者及び自衛隊との協力に向けた調整も実施 した。

(2)海上輸送

海上輸送においても、船舶を利用した飲料水の提供や支援物資の輸送を実施した。

支援物資輸送・給水支援のため、1月3日に北九州港を出港した大型浚渫兼油回収船(九州地方整 備局所有)「海翔丸」が、1月5日に七尾港に到着し、輪島市内の避難所に支援物資を輸送した。

海上保安庁では、1月2日から、簡易トイレ、食料品、飲料水、ブルーシート等の支援物資を回転 翼機や巡視船により、輪島市、七尾市及び珠洲市へ輸送するとともに、輪島港及び七尾港において、 自衛隊給水車等に対して給水支援を実施した。

また、被災地をはじめとした関係者のニーズの摺り合わせ等も行いながら、民間船舶による物資等 の海上輸送支援を実施した。具体的には、RORO船「フェリー菜国」による灯油や軽油、シャワー ルーム等の支援物資輸送、液体苛性ソーダ運搬船「東駿丸」による水や保存食等の支援物資輸送等 が行われた。加えて、民間の長距離フェリー等による緊急車両や物資等の広域輸送が実施された。

図表-特-9 飲料水、物資等の支援活動



九州地方整備局所有の作業船「海翔丸」により、 飲料水や食料等の支援物資を輸送



民間企業所有の RORO 船「フェリー粟国」により、 発電機等の支援物資を輸送

■ 国土交通省における生活・生業支援

復旧・復興に向けた取組として、内閣府とともに、住まいを失った被災者に、一日も早く、応急的 な住まいを確保することとし、公営住宅・民間賃貸住宅の空室利用や、応急仮設住宅の建設を速やか に進めた。

政府でも、非常災害対策本部において、1月25日、緊急に取り組むべき施策について、「被災者の 生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ」として取りまとめた。

国土交通省としても、一日も早い被災地の早期復旧、生活と生業の再建に向け、住宅の再建、観光 需要喚起に向けた対策、公共土木施設等の災害復旧等や交通の確保等を掲げ、引き続き、地域に寄り 添った支援を行うこととしている。

(1) 住宅の再建

国土交通省は、被災者の住まいの確保を精力的に進め、能登地域における住宅再建や補修等を支援 している。

住まいを失った被災者の方々には、避難生活の一刻も早い解消を図るため、応急的な住まいに移っ ていただけるよう、2次避難の推進や、公営住宅・民間賃貸住宅の空室活用、応急仮設住宅の建設を 速やかに進めている。

①2次的避難所の確保・輸送方法

国土交通省は、宿泊関係団体等に対し旅館・ホテル等への被災者の受入れについての協力を要請し た。4月19日時点で166施設、2,232人が受入れが決定済となっている。

②応急的な住まいの確保

公営住宅等については、全国の地方公共団体に対し、被災者の一時的な住まいとして、公営住宅等 の空き住戸の提供への協力を要請した。即入居可能な住宅を、全国で約9,500戸確保したほか、高齢 者が安心して暮らせるよう、各種相談等に対応する「生活支援アドバイザー」を配置したUR賃貸住 宅を、全国で300戸確保した(4月19日時点)。

賃貸型応急住宅については、賃貸・不動産関係団体に対し、被災者に対する民間賃貸住宅の情報提 供や、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げについての必要な協力を要請した。

石川県内では、提供可能戸数約4,500戸のうち、入居決定戸数は3,253戸となった(4月19日)。 また、石川県から近隣県に転居する場合は、新潟県:1,000戸、富山県:1,500戸、福井県:1,200 戸が提供可能となっている。

建設型応急住宅については、住宅生産関係団体に協力を要請し、石川県で3月末までに約5,000戸 が着工済(1,643戸完成)である。4月19日現在、応急仮設住宅は5,382戸着工し、うち1,957戸 が完成している。

図表-特-10 応急仮設住宅 ムービングハウス



トレーラーハウス



プレハブ



木造(長屋型)



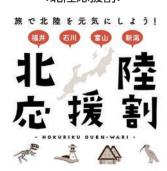
(2) 観光需要喚起に向けた対策

北陸地方においては、通常通りの営業が可能な地域でも、予約のキャンセルが相次ぐ宿泊施設が多 数発生しているなど、観光業界が大きな打撃を受けた。

①北陸応援割

今般の令和6年能登半島地震による風評被害を早期に払拭するた め、キャンセルにより失われた旅行需要を新たに喚起することを目 的に、北陸4県において、国内旅行者や訪日外国人旅行者を対象に 旅行代金の割引を支援する「北陸応援割」を実施し、観光需要を喚 起した。能登地域については、復興状況を見ながら、より手厚い旅 行需要喚起策を検討することとしている。

<北陸応援割>



②風評被害対策プロモーション

また、観光復興に向けては、観光庁のウェブサイト等を通じて、観光地や交通機関の現状に関する 正確な情報を発信するとともに、被災地域の意向を踏まえつつ、JNTOウェブサイトやSNSによる 海外向け情報発信等で、北陸地域の観光プロモーションを実施している。

(3)復興まちづくりの基盤づくり

国土交通省では、復興まちづくりの基盤となる災害復旧等を急ぐため、自治体に代わり、国が責任 を持って本格復旧まで行う権限代行も活用し、道路、河川、港湾、漁港等の迅速な災害復旧を推進し ている。

①被災状況調査、資料収集、事業相談等対応

地震により著しい被害が発生した被災自治体が行う復興まちづくりを支援するため、都市局職員 (TEC-FORCE) を石川県、富山県、新潟県に派遣し、被災状況調査、資料収集、事業相談等の対応 を20市町にて実施した。

②令和6年能登半島地震からの復興まちづくり計画の策定に向けた支援

被災市町や被災地域の住民のニーズ、意向に寄り添い、直轄調査の実施により、被災市町における 復興まちづくり計画の策定を支援するとともに、国土交通省職員による地区担当の配置、都市再生機 構による技術支援、関係省庁連携による横断的支援等により、復興まちづくりを継続的に支援してい く。

③液状化災害の調査、再発防止

国土交通省では、発災以降、TEC-FORCEによる現地調査を実施したほか、国・県・被災市町村 による会議等を通じて、液状化対策に関する支援制度や取組事例について情報提供してきた。

また、液状化に伴い、地表面が横方向に移動する、いわゆる「側方流動」が発生し、特に著しい液 状化被害が集中した地域については、地形・地質等の条件を踏まえた、効率的な対策工法を検討する こととしている。

加えて、地方公共団体が実施する、公共施設と隣接宅地等の一体的な液状化対策に対する支援策で ある「宅地液状化防止事業」について、補助率を通常の1/4から1/2に引き上げるなど、支援策の強 化を行い、被災市町村による取組みを支援している。

被災地の円滑な復旧・復興に向けては、宅地液状化防止事業により面的な液状化対策等を行うこと が重要となるため、国の直轄調査によって得られた知見の活用等により、被災した地方公共団体に対 する技術的支援を行い、可能な限り広い範囲で早期の事業化が実現するよう支援することを通じて、 液状化による被害が再び発生しないようなまちづくりを推進していく。

(4) 交通の確保

①被災鉄道事業者等の早期復旧支援

地域公共交通は、地域住民の通勤・通学の足として、地域社会の生活の基盤であることから、移動 手段の早急な確保・再構築に取り組んでいる。

被災した能登空港、のと鉄道等の早期復旧について、TEC-FORCE、独立行政法人鉄道建設・運 輸施設整備支援機構の鉄道災害調査隊(RAIL-FORCE)による技術的助言を実施するなど、必要な 支援を行っている。また、道路管理者等、関係者との連携も確保し、効果的に事業を行うとともに、 航路標識等の早期復旧を行った。

②生活の足の確保

鉄道の運休区間における移動手段を確保するため、国が鉄道事業者等とバスによる代替輸送につい て調整を行うとともに、運行経費に対する支援を講じた。また、代替輸送の情報について、国土交通 省HP等で発信すること等を通じ、利用者の利便性の確保を行った。

また、被災地における公共交通の輸送力を確保するため、バス事業者やタクシー事業者に対し、道 路運送法の弾力的運用を行った。

6 予備費

政府は、令和5(2023)年度予算における予備費の使用として、1月9日に水・食料、燃料・生活用品等の物資を送る「プッシュ型支援」の財政的裏付けとして、47億円の支出を閣議決定し、また、1月25日に決定した「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ」に充てるため、1月26日に1,553億円の支出を閣議決定した。さらに、住宅再建の支援やインフラ復旧等に向け、3月1日に1,167億円の支出を閣議決定した。また、令和6(2024)年度予算における予備費の使用として、4月23日に1,389億円を支出することを閣議決定した。

7 おわりに

国土交通省は、発災直後より、被害全容の把握、被災者支援物資の搬送、インフラの復旧等に、総力を挙げて取り組んでいる。被災地の住まいの再建や復興まちづくり、インフラの復旧、公共交通、観光振興等に対する支援を引き続き行っていく。

国民の安全・安心の確保は、国土交通省の基本的かつ最重要な任務の一つであり、激甚化・頻発化する水災害のほか、切迫化する大規模地震災害等から国民の命と暮らしを守るため、ハード整備に加え、円滑・迅速な避難等ソフト対策との一体的な取組により、防災・減災、国土強靱化を推進することが重要である。